

# 所得額計算表

	夫	妻	合計	
A 所得額 ※1				A
B 控除計（下記控除の合計額）				B（1～10の合計）
児童手当施行令第3条第1項の控除額	80,000	80,000	160,000	1
雑損控除額（実際に控除された額を記載）				2
医療費控除額（実際に控除された額を記載）				3
小規模企業共済等掛金控除額（実際に控除された額を記載）				4
障害者控除額（普通）270,000円×該当者数：人				5
障害者控除額（特別）400,000円×該当者数：人				6
寡婦控除（普通）該当する場合270,000円				7
寡婦控除（特定）該当する場合350,000円				8
寡夫控除 該当する場合270,000円				9
勤労学生控除 該当する場合270,000円				10
C 基準所得額（A－B）（計算額がマイナスの場合は0円）				C（A－B）
C の夫婦合計額（730万円未満）				

Cの夫婦の合計

※1 住民税課税証明書では、前年所得の合計金額（自治体によって表記が異なります。「課税標準」の欄の総所得ではありませんのでご注意ください。）  
源泉徴収票では「給与所得控除後の金額」にあたります。

# 所得額計算表

## 記載例

	夫	妻	合計	
A 所得額 ※1	4,000,000	3,450,000	7,450,000	A
B 控除計（下記控除の合計額）	350,000	280,000	630,000	B（1～10の合計）
児童手当施行令第3条第1項の控除額	80,000	80,000	160,000	1
雑損控除額（実際に控除された額を記載）			0	2
医療費控除額（実際に控除された額を記載）		200,000	200,000	3
小規模企業共済等掛金控除額（実際に控除された額を記載）			0	4
障害者控除額（普通）270,000円×該当者数：1人	270,000		270,000	5
障害者控除額（特別）400,000円×該当者数：人			0	6
寡婦控除（普通）該当する場合270,000円			0	7
寡婦控除（特定）該当する場合350,000円			0	8
寡夫控除 該当する場合270,000円			0	9
勤労学生控除 該当する場合270,000円			0	10
C 基準所得額（A-B）（計算額がマイナスの場合は0円）	3,650,000	3,170,000	6,820,000	C（A-B）
C の夫婦合計額（730万円未満）		6,820,000		

Cの夫婦の合計

※1 住民税課税証明書では、前年所得の合計金額（自治体によって表記が異なります。「課税標準」の欄の総所得ではありませんのでご注意ください。）  
源泉徴収票では「給与所得控除後の金額」にあたります。